

(審査案件105号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書の一部公開決定に係る後述の第2の3の本件非公開部分のうち、別表2の「公開すべき部分」欄に記載の部分を公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 令和元年（2019年）12月19日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表1の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年（2020年）1月9日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を含む11文書を対象文書として特定し、公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
本件決定のうち、本件公文書については、別表1の「非公開とした部分」欄に記載の部分を、条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由として非公開とした。
- 3 令和2年2月17日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件公文書について、別表1の「非公開とした部分」欄に記載の部分のうち、条例第7条第3号に該当することを理由として非公開とした「長野県所有車を除く車両の機械番号（車のナンバー）」及び「長野県所有車を除く車両の自動車検査証（計8枚）の記載すべて」（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求め、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 自動車登録番号について

(1) 車両の機械番号（以下「自動車登録番号」という。）、いわゆるナンバープレートは、外部から容易に認識できるものである。そのため、当該法人と競争関係にある第三者も、除雪作業の状況さえ見れば用いられている機械の自動車登録番号を容易に知ることができ、事実上、広く世間に公開されている。

(2) 受注の成否を決定づけるのはあくまで入札の金額であり、どのような機械が使用されるかということを知り得たとしても、競争入札において有利な地位を得ることにはつながらない。

2 自動車検査証について

(1) 除雪等の業務において、競合他社との差異が生じる重要な要素は機械の操作方法であり、用いられる機械の情報を第三者が知り得ても、それにより何らかの利益を得ることはない。

(2) 車両の登録情報がどのように悪用される可能性があるのか、具体的にどのような妨害がありうるのか、などの具体的な内容については一切触れられておらず、単なる確率的な可能性を述べるにとどまっている。

3 その他

除雪等を行う車両が契約締結時に使用できなかったことは、業務委託契約の適法性ないし妥当性に疑義を生じさせる重大な事実である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 自動車登録番号について

除雪等の業務に使用する特殊車両の自動車登録番号は、受注希望者が機械をどのように用意し、業務に応じてどのように配置するかといった運用が受注の成否に結び付く企業活動上の重要な事項である。

2 自動車検査証について

自動車検査証とほぼ同じ内容が記載されている登録事項等証明書は、自動車窃盗や恐喝等の犯罪を行おうとする者が請求し、情報を悪用する等の不正な行為が多発したことから、平成19年に証明書の申請手続きが変更され、自動車登録番号と車台番号の記載が義務付けられた。このことから、自動車検査証についても、同じく悪用されるおそれが多分にある。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書における本件非公開部分について

本件公文書は、冬季における県道の除雪及び凍結防止剤の散布作業を受注した者と業務委託契約を締結すべく、本件実施機関が作成した起案文書並びに信濃町ブロック除雪散布20工区工事を受注した法人（以下「本件法人」という。）と締結した業務委託契約書、契約書に添付されたオペレータ配置計画書、自動車検査証の写し等である。

契約書には、県所有車両と本件法人の持込車両に係る規格や単価が記載された表が添付されており、本件法人の持込車両の機械稼働費及び機械管理費の表の「機械番号（車のナンバー）」欄に本件法人の持込車両6台分の自動車登録番号が記載されている。このうち3台分については、自動車登録番号が見え消しで修正されており、本件法人の持込車両又は持込む予定であった車両計9台分の自動車登録番号（以下「本件自動車登録番号」という。）を読み取ることができる。また、オペレータ配置計画書は2枚あり、1枚は本件法人の持込車両6台のうち1台の自動車登録番号が見え消しで修正され、計7台分の自動車登録番号を読み取ることができ、もう1枚は修正後のオペレータ配置計画書となっている。修正前のオペレータ配置計画書から読み取ることができる計7台分の自動車登録番号は、いずれも本件自動車登録番号のいずれかと合致することが確認できる。

自動車検査証は、本件法人の持込車両6台のもので、持込車両には本件法人が所有するものと他者から借用するものがあることが分かる。持込車両6台のうち、1台は所有者変更が行われ、別の1台は車検が行われたことから、所有者変更や車検が行われる前の自動車検査証2枚と合わせ、計8枚の自動車検査証（以下「本件自動車検査証」という。）が添付されている。

本件実施機関は、本件非公開部分を条例第7条第3号に該当することを理由に非公開としているため、その妥当性について以下検討する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人

不利益情報」という。)は非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人与行政との関係等も十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。

なお、法人不利益情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、本号ただし書の規定により公開されるものである。

(1) 本件自動車登録番号について

ア 自動車登録番号とは自動車のナンバープレートに表示されている番号をいい、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、自動車が公道を走行する際は、その表示が義務付けられている。この番号は、自動車1台ごと固有のものが割り振られていることから、本件法人が借用する車両も含め、本件自動車登録番号は本件法人の内部管理情報である。

イ 一方で、自動車登録番号は、誰にでも識別できるよう見やすく表示されるものであり、審査請求人が前述の第3の1で主張するように、外部から容易に認識できるものである。従って、一般的に単に法人が管理している車両の自動車登録番号であるということのみをもって、当該情報を公開することにより、車両を管理する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することは考え難い。

ウ 本件自動車登録番号は、除雪等の業務を行う車両の自動車登録番号であるところ、本件実施機関が前述の第4の1で主張するような事情を考慮しても、車両の用途や業務内容からすれば、本件自動車登録番号を秘匿しなければならない特別の事情があるとはいえず、当該情報を公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。よって、本件自動車登録番号は公開すべきである。

(2) 本件自動車検査証について

ア 自動車検査証は、自動車の所有権を公証し、また、当該自動車が自動車保安基準に適合していることを証明するものであるところ、本件自動車検査証は、業務委託契約書の別表に記載された持込車両について本件法人が添付したものであるから、本件自動車検査証は本件法人の内部管理情報である。

イ 自動車検査証に記載されている情報は、一般的に自動車の所有者や使用者など限られた者しか知り得ないものである。また、本件実施機関が前述の第

4の2で触れている登録事項等証明書について確認したところ、QRコードを除き、自動車検査証と同様の項目が記載されている。さらに、自動車登録番号のみをもって取得した登録事項等証明書を悪用し、犯罪に使用する等の不正行為が多く見受けられるようになったため、国土交通省から平成19年11月16日付けで「登録事項等証明書の交付請求方法の変更について」が発出され、登録情報の悪用防止等を目的として、登録事項等証明書の交付請求の方法を変更し、請求書に自動車登録番号のほか、所有者や使用者など一部の者しか知り得ない車台番号も記載するよう義務付けられたことが確認できた。こうした事情を踏まえ、登録事項等証明書と同様の情報が記載されている自動車検査証の情報を全体として捉えれば、公開することにより、犯罪に悪用する等の不正行為が行われ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが十分に考えられる。

ウ 一方で、条例第8条では部分公開について規定しており、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記載されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」とされている。本件自動車検査証は、車両に関する情報が項目ごとに記載されており、当該情報を容易に区分できることから、本件自動車検査証の記載すべてを本件実施機関が非公開としたことの妥当性について順次検討する。

エ 本件自動車検査証は、除雪等の業務を行う持込車両の裏付けとして提出されたものであり、このうち「自動車登録番号又は車両番号」の項目の情報は、前述の(1)で公開すべきと判断した本件自動車登録番号のいずれかと合致している。従って、当該情報を公開したとしても、当該持込車両に対応する自動車検査証が添付されていることが確認できるに過ぎないから、「自動車登録番号又は車両番号」は公開すべきである。

また、自動車検査証欄外の「運輸支局長名」の項目には、管轄する運輸支局長の長が記載されているところ、本件自動車登録番号を公開することにより運輸支局長名も明らかとなることから、「運輸支局長名」も公開すべきである。

オ 次に、本件自動車検査証のうち、別表2の2(2)の各項目に係る情報(以下「共通情報」という。)は、車名及び仕様が同一であれば自動車検査証に同じ記載がされる。

前述のイのとおり、自動車検査証の情報を全体として捉えれば、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが十分に考えられるが、自動車検査証は項目ごとに記載された情報を容易に区分できるところ、車名及び仕様が同一であれば同じ記載がされる共通情報を区分し公開しても、犯罪等に悪用されることは考え難い。従って、本件自動

車検査証において共通情報を区分し公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。よって、共通情報を非公開とした本件実施機関の決定は妥当でなく、公開すべきである。

カ 本件自動車検査証のうち、別表2の2に記載した各項目を除く項目の情報は、車両ごとに記載が異なり、それぞれの車両固有の情報が記載されている。「車台番号」、「所有者の氏名又は名称」など、これらの情報は、自動車の所有者や使用者など限られた者しか知り得ないものであり、登録情報の悪用防止等を目的として、登録事項等証明書等の交付請求の方法が変更されたことに鑑みれば、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められる。また、例外的に法人不利益情報を公開することができる条例第7条第3号ただし書に該当しないことは明らかであり、本件実施機関が、本件自動車検査証のうち別表2の2に記載した各項目を除く項目の情報を非公開としたことは妥当である。

4 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和2年（2020年）	2月25日	諮問
	3月25日	審議
	5月18日	審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取
	7月22日	審議終結

(別表1)

公開請求の内容	公文書の名称	非公開とした部分	非公開理由
令和元年度社会資本整備 総合交付金（除雪）、県 単道路橋梁維持（除雪） 業務 信濃町ブロック除 雪散布20工区工事に関する 1 入札関連文書等すべ て（添付書類、写真等 すべて含む） 2 落札者との業務委託 契約書及び業務委託契 約に関して、長野県が 作成・取得したすべて の文書等（添付書類、 写真等すべて含む）	令和元年度社会資 本整備総合交付金 （除雪）、県単道 路橋梁維持（除 雪）業務に係る委 託契約の締結につ いて（令和元年11 月5日付け起案） ※契約書について は、除雪散布20工 区のみ添付	<ul style="list-style-type: none"> 長野県所有車を除 く車両の機械番号 （車のナンバー） 長野県所有車を除 く車両の自動車検 査証（計8枚）の 記載すべて 法人代表者の印影 機械リース契約書 すべて 	○条例第7条第3号該当 左記情報は法人の内部管理に関 する情報であって、公開すること により、当該法人の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害する と認められ、例外として公開でき るいずれの場合にも当たらない。
		<ul style="list-style-type: none"> 「オペレータ配置 計画書」のうち、 氏名欄すべて 運転免許証、労働 安全衛生法による 技能講習修了証及 び車両系建設機械 運転技能講習修了 証（計8枚）すべ て 	○条例第7条第2号該当 左記情報は、個人に関する情報 であって原則として非公開であ り、例外として公開できるいづれ の場合にも当たらない。

(別表2)

公開すべき部分		
1 本件自動車登録番号		
2 本件自動車検査証のうち以下の項目		
(1) ・自動車登録番号又は車両番号	・自動車検査証欄外の運輸支局長名	
(2) ・自動車の種別	・用途	・自家用・事業用の別
・車体の形状	・車名	・乗車定員
・最大積載量	・車両重量	・車両総重量
・長さ	・幅	・高さ
・前前軸重	・前後軸重	・後前軸重
・後後軸重	・型式	・原動機の型式
・総排気量又は定格出力	・燃料の種類	・型式指定番号
・種類区分番号		